

鳥取県公報

平成 20 年 11 月 28 日(金) 号外第130号

| | | | 毎週火・金曜日発行 |
|------------|---|--|----------------------|
| | | 目 次 | |
| \Diamond | 規 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う。 に関する規則(94)(公益法人・団体指導室)・・・・・・ | 関係規則の整理 ・・・・・・・ 3 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

────公布された規則のあらまし───

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

公益法人制度改革関連三法の施行により、民法等の関係法令及び関係条例が改正されることに伴い、関係する規則について所要の改正等を行う。

公益法人制度改革関連三法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 規則の概要

- (1) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則は、廃止する。
- (2) 次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行う。
 - ア 鳥取県税条例施行規則
 - イ 職員の退職手当の支給に関する規則
 - ウ 鳥取県物品事務取扱規則
 - 工 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則
 - 才 鳥取県障害者自立支援法施行細則
 - カ 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則
 - キ 鳥取県消費生活協同組合法施行細則
 - ク 鳥取県立自然公園条例施行規則
 - ケ 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
 - コ 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則
 - サ 鳥取県森林組合法施行細則
 - シ 鳥取県水産業協同組合法施行細則
 - ス 鳥取県農業協同組合法施行細則
 - セ 鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則
 - ソ 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則
 - タ 鳥取県採石条例施行規則
 - チ 鳥取県砂利採取条例施行規則
- (3) 施行期日は、平成20年12月1日とする。

規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県規則第94号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第1条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和53年鳥取県規則第55号)は、廃止す る。

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | 改 | 正 | 前 |
|-----|---|---|---|
|-----|---|---|---|

第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定 第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定 める融資制度は、次のとおりとする。

(1)~(13) 略

(14) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31 年法律第115号)第2条第1項に規定する小規模 企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う 設備の導入に要する資金に対して財団法人鳥取県 産業振興機構(昭和48年7日23日に財団法人中小 企業設備貸与公社という名称で設立された法人を いう。)が行う融資

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 略

表に定めるところによる。

| | 減免の区分 | | 由 註事 | 減免を受けようとする事 | | | |
|--|---------|-------|-----------------|--------------------|--|--|--|
| | | | 申請書 | 由を証する書類 | | | |
| | (1) 条例第 | | 第64号様 | ア 財団法人日本自動車 | | | |
| | 137 | '条の 2 | 式の14 | 査定協会鳥取県支所 | | | |
| | 第1 | 号に係 | | <u>(昭和41年6月1日に</u> | | | |
| | るもの | | | <u>財団法人日本自動車査</u> | | | |
| | | | | 定協会という名称で設 | | | |
| | | | | 立された法人の鳥取県 | | | |
| | | | | <u>支所をいう。)</u> が発行 | | | |

める融資制度は、次のとおりとする。

(1)~(13) 略

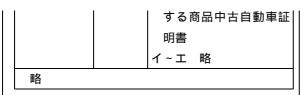
(14) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31 年法律第115号)第2条第1項に規定する小規模 企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う 設備の導入に要する資金に対して財団法人鳥取県 産業振興機構が行う融資

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の 2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の 表に定めるところによる。

| | 減免の区分 | | 由註書 | 減免を受けようとする事 | | | |
|--|---------|-----|-------|-------------|------------|--|--|
| | | | 申請書 | 毌 | を証する書類 | | |
| | (1) 条例第 | | 第64号様 | ア | 財団法人日本自動車 | | |
| | 137 | 条の2 | 式の14 | | 査定協会鳥取県支所が | | |
| | 第 1 | 号に係 | | | 発行する商品中古自動 | | |
| | るも | 50 | | | 車証明書 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |



イ~エ 略 略

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

改正後

(基礎在職期間)

第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する 規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とす る。

(1)~(9) 略

(10) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関す る条例(平成14年鳥取県条例第3号。第3条の10 <u>において「派遣条例」という。</u>) 第18条第1項に 規定する者の同項に規定する特定法人役職員とし ての在職期間

(自己啓発等休業の期間)

成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定によ り読み替えて適用される条例第9条第4項に規定す る規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当 することとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算 した職員としての在職期間(条例第9条第5項及 び第6項並びに第12条第1項及び第6項又は派遣 条例第18条第1項の規定により職員としての引き 続いた在職期間に含むものとされる期間を含 む。)が5年に達するまでの期間中に退職したも のでないこと。ただし、次のいずれかに該当する 場合は、この限りでない。

ア~ウ 略

エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第 3項若しくは第18条又は派遣条例第18条第3項

(基礎在職期間)

規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とす る。

改正前

(1)~(9) 略

(10) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号)第18条第1項に規 定する者の同項に規定する特定法人役職員として の在職期間

(自己啓発等休業の期間)

第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例(平|第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例(平 成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定によ り読み替えて適用される条例第9条第4項に規定す る規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当 することとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算 した職員としての在職期間(条例第9条第5項及 び第6項並びに第12条第1項及び第6項又は公益 法人等への職員の派遣等に関する条例 第18条第1 項の規定により職員としての引き続いた在職期間 に含むものとされる期間を含む。)が5年に達す るまでの期間中に退職したものでないこと。ただ し、次のいずれかに該当する場合は、この限りで ない。

ア~ウ 略

エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第 3項若しくは第18条又は公益法人等への職員の の規定に該当して退職した場合

派遣等に関する条例第18条第3項の規定に該当 して退職した場合

2 略

2 略

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第4条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改正前 |
|---------------------------------|----------------------------|
| | |
| (貸付け及び返還の手続) | (貸付け及び返還の手続) |
| 第22条 略 | 第22条 略 |
| 2 物品の貸付け(県の依頼に基づくものを除く。) | 2 物品の貸付け(県の依頼に基づくものを除く。) |
| を受けようとする者(市町村その他の公共団体又は | を受けようとする者(市町村その他の公共団体又は |
| <u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u> を除く。)は、 | 民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する法人 |
| 保証人を立てなければならない。ただし、自動体外 | を除く。)は、保証人を立てなければならない。た |
| 式除細動器を貸し付ける場合は、この限りでない。 | だし、自動体外式除細動器を貸し付ける場合は、こ |
| | の限りでない。 |
| 3 略 | 3 略 |
| | |

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第5条 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (解散の認定の申請等) 第8条 略 2 略 3 <u>法第31条の8</u> の規定による届出は、様式第8号の 届出書により行うものとする。 | (解散の認定の申請等) 第8条 略 2 略 3 法第40条第1項において準用する民法第77条第2 項の規定による届出は、様式第8号の届出書により 行うものとする。 |
| (清算結了の届出) 第10条 法第32条の3の規定による届出は、様式第10 号の届出書により行うものとする。 | (清算結了の届出) 第10条 法第40条第1項において準用する民法第83条 の規定による届出は、様式第10号の届出書により行 うものとする。 |
| 様式第4号(第6条関係) | 様式第4号(第6条関係) |

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職氏名様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定によ り、当法人の定款を変更することについて認証を受 けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

> 代表者の氏名 (EII)

電話番号

記

1~3 略

注 略

添付書類

- 1~4 略
- 5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の 書類
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告 書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は 法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成さ れるまでの間は法第35条第1項の財産目録)

様式第8号(第8条関係)

特定非営利活動法人清算人就職届出書

職氏名 樣

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営 利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ま す。

年 月 日

郵便番号

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定によ り、当法人の定款を変更することについて認証を受 けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名

(EII)

電話番号

記

1~3 略

注 略

添付書類

1~4 略

5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の 書類

(1)及び(2) 略

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告 書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は 法第14条において準用する民法第51条第1項の 設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成さ れるまでの間は法第35条第1項の財産目録)

様式第8号(第8条関係)

特定非営利活動法人清算人就職届出書

職氏名様

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営 利活動促進法第40条第1項において準用する民法第 77条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

所 住 届出者 名 称 清算人の氏名 電話番号

住 所 届出者 名 称 清算人の氏名 電話番号

注 略 添付書類 略

様式第10号(第10条関係)

特定非営利活動法人清算結了届出書

職氏名様

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促 進法第32条の3の規定により、届け出ます。

年 月 日

注 略

添付書類 略

郵便番号 住 所 届出者 名 称 清算人の氏名 (EII) 電話番号

様式第10号(第10条関係)

注 略

添付書類 略

職氏名様

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促 進法第40条第1項において準用する民法第83条の規 定により、届け出ます。

特定非営利活動法人清算結了届出書

年 月 日

郵便番号 住 所 届出者 名 称 清算人の氏名 (EII) 電話番号

注 略 添付書類 略

(鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第6条 鳥取県障害者自立支援法施行細則(平成18年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前 様式第1号(第2条関係) 様式第1号(第2条関係) 略 略 指定障害福祉サービス事業所 指定障害福祉サービス事業所 指定(更新)申請書 指定(更新)申請書 指定障害者支援施設 指定障害者支援施設 指定相談支援事業所 指定相談支援事業所 年 月 日 年 月 日 職氏名様 職 氏 名 様

申請者 所在地 (事業者・設置者)名 称

代表者

指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施 設・指定相談支援事業所)の指定(指定の更新)を 受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し ます。

略

略

注

2 3の欄は、社会福祉法人、医療法人、一般 社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社 等の別を記載すること。

3~5 略

添付書類 略

様式第1号の2(第2条の2関係)

变更指定申請書

年 月 日

(EJI)

職氏 名 様

> 申請者 所在地

(事業者・設置者)名 称 代表者

次のとおり指定の変更をしたいので申請します。

略

注

1の欄は、社会福祉法人、医療法人、一般 <u>社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>、株式会社、有限会社 等の別を記載すること。

2 及び3 略

添付書類 略

申請者 所在地 (事業者・設置者)名 称

代表者

指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施 設・指定相談支援事業所)の指定(指定の更新)を 受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し ます。

略

略

注

2 3の欄は、社会福祉法人、医療法人、社団 法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を 記載すること。

3~5 略

添付書類 略

様式第1号の2(第2条の2関係)

变更指定申請書

年 月 日

職氏 名 様

> 申請者 所在地

(事業者・設置者)名 称

代表者

次のとおり指定の変更をしたいので申請します。

略

注

1 1の欄は、社会福祉法人、医療法人、社団 <u>法人</u>、<u>財団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を 記載すること。

2 及び3 略

添付書類 略

(鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部改正)

第7条 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則(平成18年鳥取県規則第78号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前 様式第1号(第2条関係)

知的障害児施設等 指定(更新)申請書

年 月 日

職氏 名 様

> 申請者 所在地 (設置者)名 称

代表者 (EII)

児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定 (指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書 類を添えて申請します。

略

注

1 略

2の欄は、申請者が法人である場合に、社 会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財</u> 団法人、株式会社、有限会社等の別を記載する こと。

3 及び4 略

添付書類 略

(別紙) 略

様式第1号(第2条関係)

知的障害児施設等 指定(更新)申請書

年 月 日

職氏名様

申請者 所在地 (設置者)名 称

代表者

(EII)

児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定 (指定の更新)を受けたいので、次のとおり関係書 類を添えて申請します。

略

注

1 略

2の欄は、申請者が法人である場合に、社 2 会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>、 株式会社、有限会社等の別を記載すること。

3 及び 4 略

添付書類 略

(別紙) 略

(鳥取県消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第8条 鳥取県消費生活協同組合法施行細則(昭和23年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表 の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当 該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を 削る。

改正後

改正前

(諸届)

第4条 組合は、次に掲げる場合には、遅滞なく知事 第4条 組合は、次に掲げる場合には、遅滞なく知事 に届け出なければならない。この場合において、第 5号から第11号までのいずれかに該当するときは、 その該当するに至った理由を記載しなければならな L1.

(1)~(6) 略

(7) 破産手続開始の申立てを行い、又は破産手続 開始の決定を受けたとき。

(8)~(11) 略

(諸届)

に届け出なければならない。この場合において、第 5号から第11号までのいずれかに該当するときは、 その該当するに至った理由を記載しなければならな 61

(1)~(6) 略

(7) 民法第70条の規定により破産手続開始の申立 てを行い又は破産手続開始の決定を受けたとき。

(8)~(11) 略

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第9条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | |
|--|--|--|--|--|
| 様式第22号(第27条関係) 公園管理団体指定申請書 | 様式第22号(第27条関係) 公園管理団体指定申請書 | | | |
| 職氏名様 | 職氏名様 | | | |
| 鳥取県立自然公園条例第17条の8第1項の規定に よる指定を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | |
| 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 郵便番号 主たる事務所の所在地 申請者 名称 代表者の氏名 印 電話番号 | 郵便番号 主たる事務所の所在地 申請者 名称 代表者の氏名 卿 電話番号 | | | |
| 略 添付書類 1 定款の写し 2~11 略 | 略 添付書類 1 定款 <u>又は寄附行為</u> の写し 2~11 略 | | | |

(鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第10条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年鳥取県規則第49号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改正前 |
|-------------------------------|----------------------------------|
| | |
| 別表(第11条関係) | 別表(第11条関係) |
| 1~3 略 | 1~3 略 |
| 4 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げ | 4 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げ |
| る行為 | る行為 |
| イ~チ 略 | イ~チ 略 |
| リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若し | リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若し |
| くは大学又は <u>一般社団法人若しくは一般財団法</u> | くは大学又は <u>民法(明治29年法律第89号)第34</u> |
| <u>人</u> で学術の研究を目的とするものが試験研究又 | <u>条の規定により設立された法人</u> で学術の研究を |

は学術研究として行う行為(あらかじめ知事に 通知したものに限る。)

ヌ~ワ 略

目的とするものが試験研究又は学術研究として 行う行為(あらかじめ知事に通知したものに限 る。)

ヌ~ワ 略

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

第11条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| | | - | | | | |
|--------------|-----------------------------|---|--------------|-----------------------------|--|--|
| 改正 | 後 | | 改正前 | | | |
| 別表(第3条関係) | | 月 |]表(第3条関係) | | | |
| 名称 | 内 容 | | 名称 | 内 容 | | |
| 略 | 1.3 11 | | 略 | гэ Ц | | |
| 15 地域産業創造基盤整 | 過去に地域産業創造 | | 15 地域産業創造基盤整 | 過去に地域産業創造 | | |
| 備活性化事業 | 基盤整備事業を行った | | 備活性化事業 | 基盤整備事業を行った | | |
| | 特定会社(政令第2条 | | | 特定会社(政令第2条 | | |
| | 第2項第1号の特定会 | | | 第2項第1号の特定会 | | |
| | 社をいう。以下同 | | | 社をいう。以下同 | | |
| | じ。)、一般社団法人 | | | じ。)、 <u>公益法人</u> (同 | | |
| | <u> 等</u> (同号の <u>一般社団法</u> | | | <u></u> 号の <u>公益法人</u> をいう。 | | |
| | 人等をいう。以下同 | | | <u></u> 以下同じ。)、商工会 | | |
| | じ。)、商工会等(同 | | | 等(同号の商工会等を | | |
| | 号の商工会等をいう。 | | | いう。以下同じ。)又 | | |
| | 以下同じ。) 又は市町 | | | は市町村が中小企業者 | | |
| | 村が中小企業者の経営 | | | の経営環境の変化に対 | | |
| | 環境の変化に対応する | | | 応するため又は既存施 | | |
| | ため又は既存施設の陳 | | | 設の陳腐化若しくは老 | | |
| | 腐化若しくは老朽化等 | | | 朽化等を解消するため | | |
| | を解消するために施設 | | | に施設を再整備する事 | | |
| | を再整備する事業 | | | 業 | | |
| 16 商店街整備等活性化 | 過去に商店街整備等 | | 16 商店街整備等活性化 | 過去に商店街整備等 | | |
| 支援事業 | 支援事業を行った特定 | | 支援事業 | 支援事業を行った特定 | | |
| | 会社、 <u>一般社団法人等</u> | | | 会社、 <u>公益法人</u> 又は商 | | |
| | 又は商工会等が中小企 | | | 工会等が中小企業者の | | |
| | 業者の経営環境の変化 | | | 経営環境の変化に対応 | | |
| | に対応するため、又は | | | するため、又は既存施 | | |
| | 既存施設の陳腐化若し | | | 設の陳腐化若しくは老 | | |
| | くは老朽化等を解消す | | | 朽化等を解消するため | | |
| | るために施設を再整備 | | | に施設を再整備する事 | | |
| | する事業 | | | 業 | | |
| | | | | | | |

(鳥取県森林組合法施行細則の一部改正)

第12条 鳥取県森林組合法施行細則(平成20年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|-------------------|--------------------|-------------|-----------|---------|--------------------|------------|--|
| | | | | | | | |
| 別表(第3条関係) | | 別 | 別表(第3条関係) | | | | |
| 申請等を行う者申請等の区分提出書類 | | | 申請等を行う者 | 申請等の区分 | 提出書類 | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 7 生産森林組 | 法第98条の6の規定 | ア <u>一時</u> | | 7 生産森林組 | 法第100条第2項に | ア 仮理 | |
| 合の組合員そ | による <u>一時理事</u> の選 | 理事選 | | 合の組合員そ | おいて準用する民法 | <u>事選任</u> | |
| の他の利害関 | 任の請求 | 任請求 | | の他の利害関 | (明治29年法律第89 | 請求書 | |
| 係人 | | <u>書</u> | | 係人 | 号)第56条の規定に | | |
| | | イ 略 | | | よる <u>仮理事</u> の選任の | イ 略 | |
| | | | | | 請求 | | |
| 8 生産森林組 | 法第99条の10の規定 | 略 | | 8 生産森林組 | 法第100条第4項に | 略 | |
| 合の清算人 | による清算結了の届 | | | 合の清算人 | おいて準用する民法 | | |
| | 出 | | | | <u>第83条</u> の規定による | | |
| | | | | | 清算結了の届出 | | |
| | | · | | | | | |

(鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第13条 鳥取県水産業協同組合法施行細則(平成20年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

(鳥取県農業協同組合法施行細則の一部改正)

第14条 鳥取県農業協同組合法施行細則(平成20年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改正前 |
|-------|-----|
| | |

別表(第3条関係)

| 33 24 ()1 (31)23/131) | | | | | |
|-----------------------------|----------------------|-------------|--|--|--|
| 申請等を行う者 | 申請等の区分 | 提出書類 | | | |
| 略 | | | | | |
| 7 農事組合法 | <u>法第72条の12の6</u> の | ア <u>一時</u> | | | |
| 人の組合員そ | 規定による <u>一時理事</u> | 理事選 | | | |
| の他利害関係 | の選任の請求 | 任請求 | | | |
| 人 | | <u>書</u> | | | |
| | | イ略 | | | |
| | | | | | |
| 8 農事組合法 | <u>法第72条の18の10</u> の | 略 | | | |
| 人の清算人 | 規定による清算結了 | | | | |
| | の届出 | | | | |
| | | | | | |
| 略 | | | | | |
| | | | | | |

別表(第3条関係)

| | ı | | |
|---------|--------------------|------|--|
| 申請等を行う者 | 申請等の区分 | 提出書類 | |
| 略 | | | |
| 7 農事組合法 | 法第73条第2項にお | ア 仮理 | |
| 人の組合員そ | いて準用する民法 | 事選任 | |
| の他利害関係 | (明治29年法律第89 | 請求書 | |
| 人 | 号)第56条の規定に | | |
| | よる <u>仮理事</u> の選任の | イ 略 | |
| | 請求 | | |
| 8 農事組合法 | 法第73条第4項にお | 略 | |
| 人の清算人 | <u>いて準用する民法第</u> | | |
| | <u>83条</u> の規定による清 | | |
| | 算結了の届出 | | |
| 略 | | | |
| • | | | |

(鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正)

第15条 鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則(平成17年鳥取県規則第93号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| | 改正後 | | | 改 正 前 | | | | | |
|------|-----------------------|-----------------|---|-------|-----------------------|----------|-----------|--|--|
| 別表(第 | 2 条関係) | | 叧 | J表(第2 | 条関係) | | | | |
| 根拠条 | 列 減免対象行為 | 減免 減額後 の別 の額 | | 根拠条例 | 減免対象行為 | | 減額後 の額 | | |
| 略 | • | | | 略 | | • | | | |
| 3 道 | 路略 | 略 | | 3 道路 | 略 | 略 | | | |
| 占用 | 条 (8) <u>一般社団法人若し</u> | | | 占用条 | (8) 公益法人(民法 | | | | |
| 例 | <u>くは一般財団法人</u> 又は | | | 例 | (明治29年法律第89 | <u>.</u> | | | |
| | 山間へき地における地 | | | | 号)第34条の許可を受 | <u>.</u> | | | |
| | 元視聴者で組織する団 | | | | <u>けて設立した法人をい</u> | | | | |
| | 体等(以下「 <u>一般社団</u> | | | | <u>う。)</u> 又は山間へき地 | | | | |
| | <u>法人等</u> 」という。)が | | | | における地元視聴者で | | | | |
| | 設置する有線テレビジ | | | | 組織する団体等(以下 | | | | |
| | ョンに係る電柱及びそ | | | | 「 <u>公益法人等</u> 」とい | | | | |
| | の支柱並びに架空道路 | | | | う。)が設置する有線 | : | | | |
| | 横断電線及び各戸引込 | | | | テレビジョンに係る電 | | | | |
| | 電線のための占用 | | | | 柱及びその支柱並びに | | | | |
| | | | | | 架空道路横断電線及び | | | | |
| | | | | | 各戸引込電線のための | | | | |
| | | | | | 占用 | | | | |
| | 略 | | | | 略 |] | | | |
| | (17) <u>一般社団法人等</u> が | | | | (17) <u>公益法人等</u> が設置 | | | | |
| | 設置する有線テレビジ | | | | する有線テレビジョン | | | | |

| | ョンに係る架空道路縦 | İ | | に係る架空道路縦断電 | |
|---|------------|---|---|------------|--|
| | 断電線のための占用 | | | 線のための占用 | |
| | 略 | | | 略 | |
| 略 | | | 略 | | |
| , | | | , | | |

(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正)

第16条 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | | 改 正 前 | | | | |
|--------------|------|--------------------|--------------|-------|------|--------------|--|
| 別表第5(第16条関係) | | 叧 | 別表第5(第16条関係) | | | | |
| 区分 | 設計金額 | 条件 | | 区分 | 設計金額 | 条件 | |
| 略 | | | 略 | | | | |
| 測量等業務 | 略 | 次に掲げる条件のすべ | | 測量等業務 | 略 | 次に掲げる条件のすべ | |
| | | てに該当すること。 | | | | てに該当すること。 | |
| | | (1)及び(2) 略 | | | | (1)及び(2) 略 | |
| | | (3) 県内の営業所に技 | | | | (3) 県内の営業所に技 | |
| | | 術士又はRCCM資格 | | | | 術士又はRCCM資格 | |
| | | 保有者(社団法人建設 | | | | 保有者(社団法人建設 | |
| | | コンサルタンツ協会 | | | | コンサルタンツ協会の | |
| | | (昭和38年3日4日に | | | | 行うシビルコンサルテ | |
| | | 社団法人建設コンサル | | | | ィングマネージャの資 | |
| | | タンツ協会という名称 | | | | 格試験(技術部門を土 | |
| | | で設立された法人をい | | | | 木工事の測量等業務に | |
| | | <u>う。)</u> の行うシビルコ | | | | 係るものとするものに | |
| | | ンサルティングマネー | | | | 限る。)に合格し、そ | |
| | | ジャの資格試験(技術 | | | | の登録を受けている者 | |
| | | 部門を土木工事の測量 | | | | をいう。)を5名以上 | |
| | | 等業務に係るものとす | | | | 常に備えていること。 | |
| | | るものに限る。)に合 | | | | | |
| | | 格し、その登録を受け | | | | | |
| | | ている者をいう。)を | | | | | |
| | | 5 名以上常に備えてい | | | | | |
| | | ること。 | | | | | |

(鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

第17条 鳥取県採石条例施行規則(平成16年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

(跡地防災保証)

(以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる 機関(債務超過になっていること、破産手続開始の 決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関と して適当でないと知事(鳥取県事務処理権限規則 (平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定 により知事の権限に属する事務が委任されている場 合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条 例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規 定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総 合事務所長。以下同じ。)が認めるものを除く。) が行うものとする。

(1) 社団法人鳥取県採石協会 (昭和49年3月20日 に社団法人鳥取県採石協会という名称で設立され た法人をいう。以下同じ。)

(2) 略

2~4 略

(跡地防災保証)

第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証 | 第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証 (以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる 機関(債務超過になっていること、破産手続開始の 決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関と して適当でないと知事(鳥取県事務処理権限規則 (平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定 により知事の権限に属する事務が委任されている場 合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条 例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規 定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総 合事務所長。以下同じ。)が認めるものを除く。) が行うものとする。

(1) 社団法人鳥取県採石協会

(2) 略

2~4 略

(鳥取県砂利採取条例施行規則の一部改正)

第18条 鳥取県砂利採取条例施行規則(平成16年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後

(埋戻し保証)

(埋戻し保証)

第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証(以下|第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証(以下 「埋戻し保証」という。)は、次に掲げる機関(債 務超過になっていること、破産手続開始の決定を受 けたこと等により、当該保証を行う機関として適当 でないと知事が認めるものを除く。)が行うものと する。

- (1) 略
- (2) 財団法人鳥取県建設技術センター(昭和57年 4日1日に財団法人鳥取県建設技術センターとい <u>う名称で設立された法人をいう。以</u>下同じ。)
- (3) 略

2 及び3 略

「埋戻し保証」という。)は、次に掲げる機関(債 務超過になっていること、破産手続開始の決定を受 けたこと等により、当該保証を行う機関として適当 でないと知事が認めるものを除く。)が行うものと する。

改正前

- (1) 略
- (2) 財団法人鳥取県建設技術センター
- (3) 略

2 及び3 略

この規則は、平成20年12月1日から施行する。